

土佐希望の家 医療福祉センター

身体拘束等適正化のための指針

1, 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活・活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものである。法人の理念に基づき、利用者の尊厳と権利を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的、精神的、社会的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないサービス提供に努める。

2, 身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

土佐希望の家 医療福祉センター身体拘束等適正化検討委員会規程に基づき設置し、開催する。

3, 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のため、看護師、生活支援員、その他利用者支援に関わる全職員を対象に、職員採用時のほか、年に1回以上の頻度で定期的な研修を実施する。

4, 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等を行う場合には、次の「身体拘束等発生時の対応に関する基本方針」に基づき利用者本人や保護者もしくは成年後見人等にすみやかに説明し、同意を得ること。

事業所内において職員等による適切な手続きによらない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認した上で上司への報告を行うこと。当該報告を受けた上司は、身体拘束等を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めること。身体拘束等の事実が発覚した場合は利用者本人や保護者もしくは成年後見人等への謝罪を行うとともに、所管庁への報告を行うこと。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1)「緊急やむを得ない場合」の対応とは

「緊急やむを得ない場合」の対応とは 十分に検討されたケアの工夫のみでは十分に対処できないようなものに限られる。当然ではあるが、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束等を行うことがない様に、以下の要件・手続きに沿った慎重な判断をする。なお、当センターの利用者の特殊性や病状を踏まえて、やむを得ず日常的に使用が必要と判断されたものについては「身体拘束等に関する説明・同意書(日常生活)」をもって対応し、上記要件以外に発生したもの、又は病状や状態の変化によって生じたものは「身体拘束等に関する説明・同意書(緊急時)」をもって取り扱うものとする。

尚、姿勢保持や座位保持装置等に付属するベルトやテーブルなどの取り扱いについては、別添-1 に準じ対応をおこなう。

(2)「緊急やむを得ない場合」と判断される要件

以下の要件を全て満たす状態であることをチームで検討、確認し記録しておかなければならない。

1. 切迫性が認められること
利用者本人または、他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性が認められること
身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
3. 一時性が認められること
身体拘束等が一時的なものであること。

(3)適正な手続きに基づき、実施すること。

- 1.「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人では行わない。医師、勤務者、

病棟責任者等との合意を図ること。

- 2.利用者本人や保護者もしくは成年後見人等に、身体拘束等の内容、目的、理由、時間、方法、期間などを説明し、同意を得ること。
- 3.身体拘束等を行った場合は、常に観察、再検討し、「緊急やむを得ない場合」に該当しなくなった場合には、直ちに解除すること。
- 4.入所時には「土佐希望の家 医療福祉センターでの身体拘束等についての考え方」を用いて、やむを得ず緊急対応として身体拘束等が必要となることが生じる可能性についての説明を行い、利用者本人や保護者もしくは成年後見人等に確認の署名をもらうこと。署名は原則初回のみとし、以後は概ね1年に1回程度口頭での確認を行い、電子カルテに記録を残すこととする。ただし、保護者の変更や成年後見人等の着任があった場合にはその都度説明を行い署名をいただくこととする。
- 5.「土佐希望の家 医療福祉センターでの身体拘束等についての考え方」について、利用者本人や保護者もしくは成年後見人等の理解が得られていても、実際に身体拘束等を行う時点で、説明・同意書を作成し、利用者本人や保護者もしくは成年後見人等に説明を行い、同意を得ること。状況によって保護者もしくは成年後見人等への説明と同意は事後になる可能性もあるが、事後になっても可能な限り速やかに説明し、同意を得ること。また、緊急時の身体拘束等を必要とした場合の取り扱いは、必ず「身体拘束等に関する説明・同意書(緊急時)」を用いて説明を実施し、後日になっても、保護者もしくは成年後見人等に同意を得ること。

(4)身体拘束等に関する記録ならびに計画に関すること

- 1.緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、別途定める手順に従い、別途定める様式に必要事項を記載し、センター長(委員長)に提出すること。
- 2.緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合、電子カルテに医師の所見、多職種共同での協議内容、その他、必要事項を記録すること。また身体拘束等実施中の利用者の心身の状況については別途定める様式を用いて記録すること。
- 3.保護者もしくは成年後見人等へ連絡が付かない場合や、後日署名の場合も、連絡内容を含め電子カルテに記載すること。
- 4.「身体拘束等に関する説明・同意書(日常生活)」による身体拘束等を必要とする場合は、個別支援計画書もしくは別紙「身体拘束等に関する説明・同意書(日常生活)」に計画を立案し、「身体拘束等に関する説明・同意書(緊急時)」による身体拘束等を必要とする場合は、「身体拘束等に関する説明・同意書(緊急時)」に記載する計画を立案記載し、早期改善を図ること。
- 5.サービス管理責任者等、課長・師長は、原則毎月1回程度、身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由の記載漏れや、実際の拘束形態と「事故防止個人対策(計画)マニュアル」等を含む個別支援計画や各種関係書類等の記載内容の相違がないよう確認を行うこと。
- 6.また、サービス管理責任者等、課長・師長、又はサービス管理責任者等、課長・師長より指名を受けたものは、原則毎月1回程度、前項の内容の確認を実施し、サービス管理責任者等は職種横断的に適正な運用となっているか確認を実施する。
- 7.サービス管理責任者等、課長・師長の確認時に、関係書類への記載漏れや実際の拘束形態と異なる状況を確認した場合は、補正や修正を含む適正な処理を実施するとともに、必要に応じて職員への個別指導を含め周知徹底を図る。

6、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、全部署に配布し全ての職員が閲覧可能とするほか、利用者本人や保護者もしくは成年後見人等が閲覧できるように施設へ掲示する。また、施設ホームページに掲載する。

7、その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組む。

- ・利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携で個々に応じた丁寧な対応を行う。

- 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的、社会的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。
やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンス等で検討する。
- 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活・活動をしていただけよう努める。

成 26 年 1 月 8 日一部改訂
平成 27 年 8 月 5 日改訂
平成 27 年 12 月 17 日改訂
平成 28 年 3 月 1 日改訂
平成 29 年 1 月 1 日改訂
平成 29 年 3 月 1 日改訂
令和 4 年 12 月 13 日一部改正
令和 5 年 4 月 11 日一部改正
令和 7 年 3 月 25 日一部改訂
令和 7 年 5 月 13 日一部改訂

身体拘束等の具体的行為ごとの工夫のポイント

1. 徘徊しないように、車椅子やイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ・徘徊そのものを問題と考えるのではなく、そのような行動をする原因・理由を究明し、対応策をとる。
 - ・転倒しても骨折やけがをしないような環境を整える。
 - ・スキンシップを図る、見守りを強化・工夫するなど、常に関心を寄せておく。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
 - ・自分で動くことの多い時間帯やその理由を究明し、対応策をとる。
 - ・バランス感覚の向上や筋力アップのための段階的なりハビリプログラムを組んだり、また栄養状態の改善を図ることなどにより、全体的な自立支援を図る。ベッドの高さの調整、ベッド脇に床マットを敷いたり、床に直接マットレスを敷く等工夫する。
 - ・見守りを強化・工夫するなど、常に関心を寄せておく。眼の届きやすい所に移したり、巡回や観察の頻度を多くするような対応を考える。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かれないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける。
 - ・点滴、経管栄養等に頼らず、口から食べられないか十分に検討する。
 - ・点滴、経管栄養を行う場合、時間や場所、環境を選び適切な設定をする。眼の届く場所で行い、会話や取組みをし気をまぎらわす工夫をする。
 - ・管やルートが利用者に見えないようにする。固定方法の工夫をする。
 - ・皮膚を掻きむしらないよう、常に清潔にし、かゆみや不快感を取り除く。
6. 車椅子やイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
 - ・車椅子に長時間座らせたままにしないよう、アクティビティを工夫する。
 - ・体にあった車椅子やイスを使用する。
 - ・職員の見守りやすい場所で過ごしてもらう。
8. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - ・おむつに頼らない排泄を目指す。
 - ・脱衣やオムツはずしの原因や目的を究明し、それを除くようにする。
 - ・かゆみや不快感を取り除く。
 - ・見守りを強化するとともに、他に関心を向けるようにする。会話や散歩などの活動により、他に関心を向ける。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
 - ・迷惑行為そのものを問題と考えるのではなく、原因や目的を究明し、それを取り除くようにする。
 - ・徘徊そのものを問題と考えるのではなく、原因や目的を究明し、それを取り除くようにする。
 - ・見守りの強化や工夫をするとともに、他に関心を向けるようにする。

平成26年1月8日一部改訂

平成27年8月5日改訂

平成27年12月17日改訂

令和4年12月13日一部改訂

令和5年4月11日一部改正
令和7年5月13日一部改訂